平成２９年（フ）第２５５号
福岡市東区原田１丁目７番６号
債務者　福田　敏元
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４６号
福岡市東区多の津５丁目５番８―216号
債務者　一木　泰成
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５８号
福岡市南区井尻４丁目10番24―303号
債務者　西　　美保
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６０号
福岡市早良区百道１丁目７番４―502号
債務者　松尾　敬子（旧姓縫田）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６８号
福岡市博多区吉塚７丁目１番８―504号
債務者　熊谷　健太
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４９７号
福岡市南区大橋３丁目22番25号
債務者　重冨　隆介
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５０２号
福岡市西区内浜１丁目６番６―307号
債務者　合沢　恵美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１２号
仙台市青葉区あけぼの町４番１号　高勝ハイム６
債務者　伊藤　　実
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
茨城県常陸太田市木崎二町928番地の10　稲辺住宅１号
債務者　大嶋　浩子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
茨城県那珂市杉477番地５　Ｋ＆Ｙコーポ101号
債務者　清水　三雄
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８１号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1836番地10
債務者　髙山　好江
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１４４号
埼玉県上尾市中妻２丁目４番地７　サンハイツＢ―103、旧住所埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地２―502
債務者　鈴木　文治
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目７番14号
債務者　土橋　　譲
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
さいたま市緑区大字三室552番地１　ラピスコーラル205号、旧住所さいたま市大宮区三橋３丁目149番地　ハイツみやこ105号
債務者　江口　孝二
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２４号
さいたま市南区大字太田窪2394番地　メゾンアピア205、旧住所さいたま市南区鹿手袋４丁目29番10号801
債務者　上野　弘美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２５号
さいたま市南区大字太田窪2394番地　メゾンアピア205、旧住所さいたま市南区鹿手袋４丁目29番10号801
債務者　上野　裕明
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
埼玉県東松山市大字正代967番地
債務者　木村　敏明
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部